

第4次丹波市 行政改革プラン(案)

令和7年〇月

兵庫県丹波市

目 次

第1章 行政改革の推進について	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間	2
4 推進体制	2
5 検証・公表.....	2
第2章 基本方針	3
1 基本方針1 新たな活力創造に向けた様々な主体との連携・協働.....	3
(1) 多様な主体との連携・協働.....	3
多様な主体との連携・協働	3
(2) 民間の得意分野を活かした課題解決	3
民間活力の活用推進.....	3
2 基本方針2 未来を創造する健全な行財政の確立	4
(1) 市民サービスの維持・向上に向けた自主財源の確保	4
① 安全かつ有利な資金運用	4
② 国県をはじめ有効かつ有利な財源の積極的な活用.....	4
③ 自主財源の確保	4
(2) DXが浸透する仕組の構築.....	5
① 効果や効率化を常に意識したDXの推進	5
② 窓口改革による市民サービスの向上	6
3 基本方針3 行政機能の最適化を見据えた適切な公共施設マネジメントの確立	6
(1) 庁舎整備の検討	6
① 本庁舎のあり方	6
② 支所のあり方	6
(2) 将来を見据えた公共施設マネジメント	7
① 包括施設管理の実施	7
② 指定管理者制度の見直し.....	7
③ 既存施設のあり方	7
4 基本方針4 働きがいのある環境づくりと意欲・能力を伸ばす人材育成.....	7
(1) ワークライフバランスや円滑なコミュニケーションを意識した職場環境づくり	7
① ワークライフバランスの推進.....	7
② 風通しの良い職場環境の整備	8
(2) 職員の意欲・能力を伸ばす人材育成	8
① 職員の意欲と適性を考慮した人員配置と研修機会の確保	8
② 組織力向上に向けた職場マネジメント.....	8

第1章 行政改革の推進について

1 策定の趣旨

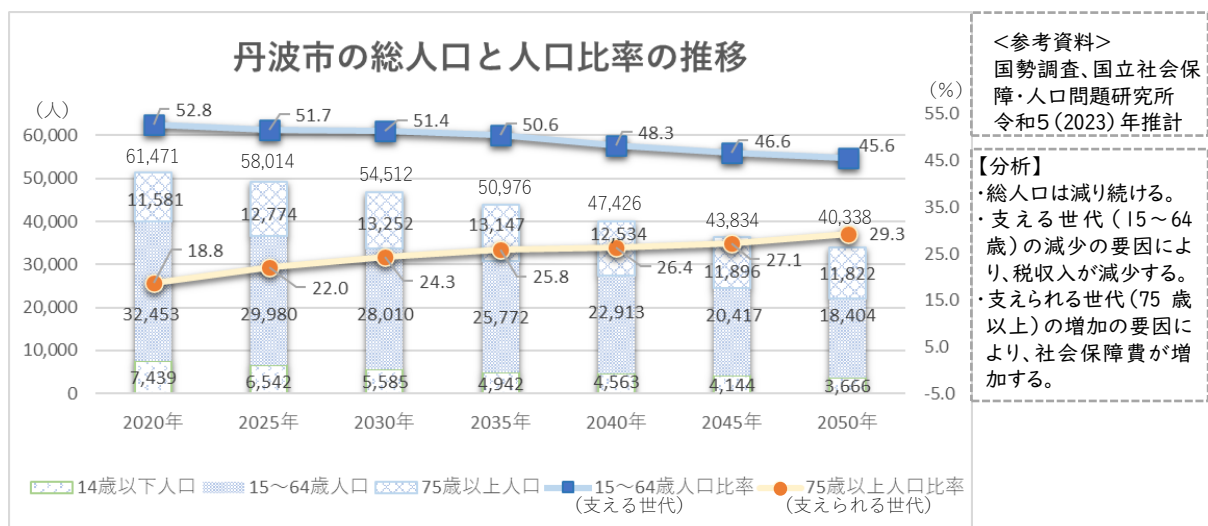
丹波市（以下「本市」という。）では、平成 17（2005）年度に丹波市行政改革大綱（第1次）を策定し、585 項目の取組で約 83 億円の改革効果を上げ、平成 22（2010）年度には丹波市行政改革大綱（第2次）を定め、120 項目の取組で約 71 億円の改革効果を上げてきました。

平成 28（2016）年度からは第3次丹波市行政改革プランを策定し、9年間の期間において、4つの柱として「持続可能な財政の確立」、「効率的・効果的な行政体制の整備」、「経営資源の有効活用」、「自主財源の確保」を基に、金額に反映しにくい改革にも取り組み、99 項目の取組で約 17 億円（令和5（2023）年度現在）の改革効果を生む、行財政運営の基盤の確立に取り組んできました。

令和2（2020）年1月からは、新型コロナウイルス感染症が流行し、緊急事態宣言が発令されると社会経済や地域コミュニティの活動が停滞し、これまでの社会生活になかった3密を避ける「新しい生活様式」が生まれ、ライフスタイルの変化をもたらしました。

これらの要因から広い分野でオンライン化によるデジタル活用が加速し、この流れは行政の領域にも広がり、ウェブ会議※¹ やテレワーク※² による業務スタイルが定着しました。窓口業務では、押印廃止によって手続が簡素化され、業務の効率化と簡略化が進んでいます。なお一層、柔軟で機動的な対応が求められることから、業務改革をさらに推進する必要があります。

また、世界規模の社会情勢の変化による物価高騰や気候変動に伴う大規模災害に臨機応変に対応する必要があります。今後も少子高齢化による扶助費を含めた社会保障費※³の増加や税収入の減少による財源不足、さらには人材不足が深刻化することも予想されますが、メリハリ※⁴のある事業展開を進めます。既存事業の見直しや成果を重視した効果的な事業に積極的に取り組むことで、市民満足度の高い行政サービスを未来につなぎ、持続可能な行財政基盤を目指します。



2 計画の位置づけ

将来にわたる安定した行財政基盤の確立

第3次丹波市総合計画

基本構想

将来像

まなび ときめく 丹(まごころ)の里 ～しあわせ輝く みんなの未来へ～

まちづくりの目標

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1 【こども政策】楽しむ心がのびのびと育つまち | 2 【活躍政策】多様な個性が創るまち |
| 3 【安全・安心政策】みんなでいのちを守るまち | 4 【健康福祉政策】すこやかでしあわせに生きるまち |
| 5 【産業政策】産業がつながり活力があるまち | 6 【くらしの基盤政策】便利で快適に暮らせるまち |
| 7 【環境政策】自然と生きる環境にやさしいまち | 8 【行財政政策】市民に開かれた行政を推進するまち |

まちづくり目標の1つ

8 【行財政政策】市民に開かれた行政を推進するまち

市民と行政が情報を共有し、みんなのしあわせを実現するために、互いの意見を尊重しながら、柔軟で、効率的かつ効果的な行財政運営を行うまちをめざします。

各種分野別計画の1つ

第4次丹波市行政改革プラン

3 計画期間

本プランに定める改革の計画期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。

4 推進体制

全職員が本プランの目的と内容を理解し、全庁的な取組にするとともに、改革を推進するため、庁内推進組織として「丹波市行政改革推進本部」を設置します。また、職員の改革精神を喚起し、改革すべき事案の検討や調整を行うため、本部内にプロジェクトチームを設置し、双方で進捗管理を行います。

5 検証・公表

本プランの着実な進捗を図るため、5年目で中間評価を行い、3年目、8年目に進捗確認を行います。計画期間中であっても見直しが必要な際には、適宜修正を行います。また、第三者による外部評価※5を実施し、客観性の確保に努め、本プランの進捗状況や取組結果については、市ホームページで公表します。

第2章 基本方針

基本方針Ⅰ 新たな活力創造に向けた様々な主体との連携・協働

本市では、平成 22(2010)年度に「参画と協働の指針」が策定され、参画と協働についての基本的な姿勢や考え方が示されたことで、協働事業が実施しやすくなりました。また、翌年度には「自治基本条例」が制定され、本市における自治の基本理念及び基本原則が示されたことで、市民や市議会、行政が連携・協働して、市民が主役のまちづくりに向けて推進してきました。

しかし、今日における少子高齢化が進む中で、市民生活における多種多様な課題への対応は、様々な主体との連携・協働の視点がさらに重要になります。「補完性の原則※⁶」に基づき身近な市民や団体が課題解決に向けて取り組み、多様な主体が連携・協働することで、まちづくりへの推進に相乗効果を発揮できるよう取り組みます。

(1) 多様な主体との連携・協働

地域の主体となる自治協議会や自治会、これからのまちを担う小中高の児童・生徒や大学生、専門的な知識を有する民間や特定非営利活動法人※⁷の多種多様な団体と市が一体となり、魅力あるまちづくりの実現に向けて連携・協働することを推進します。

多様な主体との連携・協働

主な取組	内容
課題や取組に応じた連携・協働	・地域の主体となる自治協議会や自治会との地域課題の解決に向けた連携・協働の推進 ・これからのまちづくりを担う小中高の児童・生徒や近隣の大学生との未来創造に向けた連携・協働の推進 ・専門的な知識を有する民間や特定非営利活動法人との得意分野を活かした魅力あるまちづくりに向けた連携・協働の推進

(2) 民間の得意分野を活かした課題解決

業務量調査を通じてコア業務※⁸とノンコア業務※⁹を洗い出し、ノンコア業務のうち単純で数量が多い作業や民間の豊富な経験や知識を活かせる業務については、市民サービスの向上や業務の効率化につながるよう民間活力の活用を推進します。

民間活力の活用推進

主な取組	内容
アウトソーシング※ ¹⁰ の推進	・他自治体の先進的な取組事例の導入検討 ・部署間に共通する業務の集約化 ・費用対効果のコスト面だけではなく、利用者の満足度や業務の成果、効率性の重視 ・民間の専門性やノウハウの活用を通じた市民サービスの向上

基本方針2 未来を創造する健全な行財政の確立

少子高齢化に伴う社会保障費の増加や税収入の減少、老朽化する公共施設の維持管理費の増加により経常的経費^{※11}の増加が予想されます。また、庁舎整備やインフラ整備、施設の長寿命化対策に伴う投資的経費^{※12}の増加が見込まれ、財政状況が厳しくなることが予想されます。

さらに人材不足が深刻化する見込みの中、より質の高い行政サービスを提供することが求められており、業務の効率化を図るとともに人件費を適正に保つことが必要となっています。

これらの状況において、財源確保はこれまで以上に創意工夫をする必要があります。預金による資金運用だけでなく、金融市場の動向を踏まえて市債^{※13}発行による資金調達と确实かつ有利な方法による資金運用を推進します。

自主財源として、ふるさと納税制度^{※14}による寄附額が年々増加傾向にあることから、本市の魅力をさらに発信し、寄附額の増加につながるよう重点的に推進します。

また、ネーミングライツ^{※15}の拡充・推進や手数料、使用料については、社会情勢や市民の利用状況を考慮しながら制度の見直しを行います。

(1)市民サービスの維持・向上に向けた自主財源の確保

少子高齢化の影響による扶助費^{※16}を含めた社会保障費の増加や税収入の減少が予想されることから、歳出においては、引き続きスクラップ&ビルド^{※17}による事業の見直しを徹底するとともに、安全かつ有利な資金運用や国県の財源活用による財源確保に積極的に取り組み、メリハリのある行財政運営を推進します。

①安全かつ有利な資金運用

主な取組	内容
債券運用 ^{※18} と市債の繰上償還	・基金の安全かつ計画的な債券運用の推進 ・共同発行方式 ^{※19} （例：SDGs債（ESG債） ^{※20} ）による資金調達の検討 ・将来の利子負担軽減に向けた市債の繰上償還

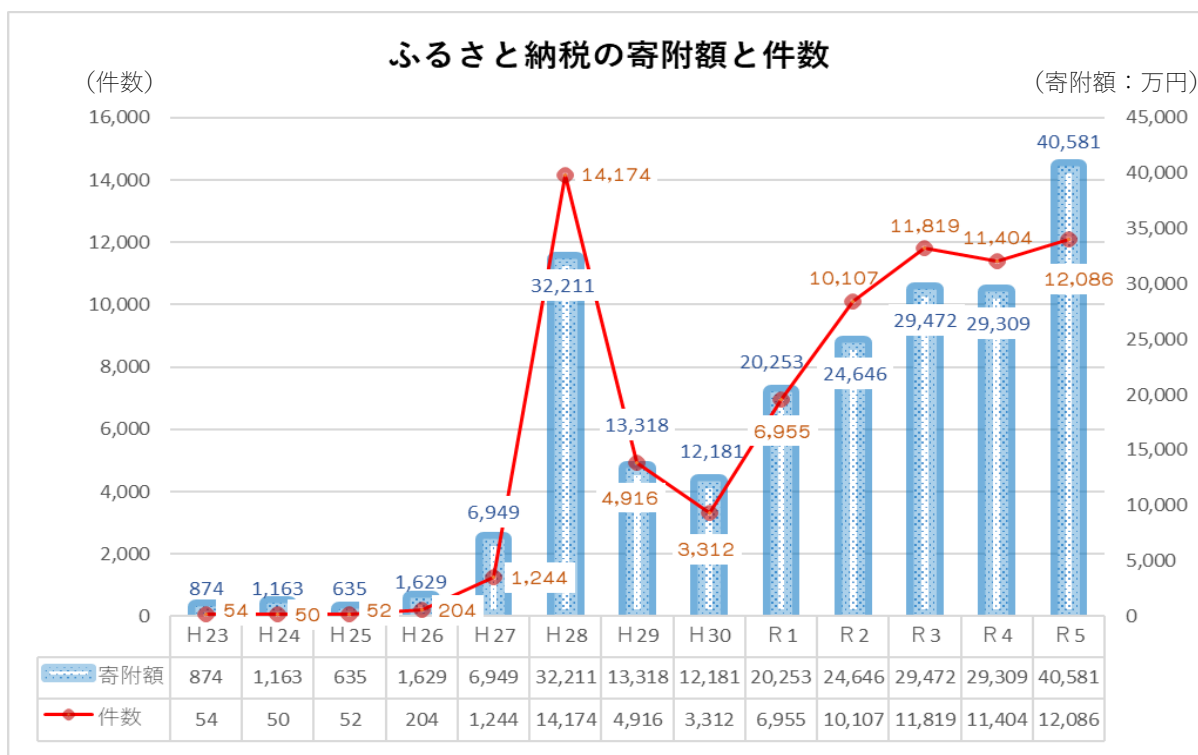
②国県をはじめ有効かつ有利な財源の積極的な活用

主な取組	内容
積極的な財源の活用	・国や県の有効な財源の積極的な活用 ・事業と財源を一体化させた予算措置

③自主財源の確保

主な取組	内容
ふるさと納税制度への積極的な取組	・積極的な取組に向けた人員の重点配置 ・企業版ふるさと納税 ^{※21} の拡充 ・寄附額の増加に向けた新規返礼品の開拓 ・寄附者に訴求できる本市の魅力をより効果的に伝えるPR方法の検討

主な取組	内容
ネーミングライツの拡充・推進	・契約者のPR効果がさらに拡充できるよう、本市との連携事業を通じたネーミングライツの価値向上 ・ネーミングライツの拡充・推進に向けた民間事業者の提案制度の導入
手数料・使用料の見直し	・社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益者負担の原則を踏まえた定期的な見直し ・現行サービスの再点検を含めた見直し



(2)DX^{※22}が浸透する仕組の構築

第3次行政改革プランでは、キャッシュレス決済^{※23}の導入やローコードツール^{※24}の活用など ICT^{※25}の積極的な活用により、市民の利便性の向上と効率的な業務の遂行を実現している取組が増えてきました。双方のさらなる向上を目指すには、デジタル技術の活用の幅を広げるとともに業務や組織、プロセスを見直すことで、市民に新しい価値を提供するDXの推進が必要です。

また、重要な取組を推進する際には、タスクフォース^{※26}やプロジェクトチーム^{※27}を設置し、庁内横断的な組織体制で着実に実施します。

①効果や効率化を常に意識したDXの推進

主な取組	内容
効果や効率化を常に意識したDXの推進	・ AI ^{※28} や ICT ツールの活用による市民の利便性向上と業務の効率化の推進 (例：電子決済 ^{※29} 、手続のオンライン化、ペーパーレス化 ^{※30})
「ムリ・ムダ・ムラ」をなくす視点に基づいたBPR ^{※31} (業務改革)	・ 業務量調査を通じて業務を可視化し、業務の最適化に向けたBPRの推進

②窓口改革による市民サービスの向上

主な取組	内容
「書かない窓口」・「行かない窓口」の推進	・行政手続の書く手間をなくすようデジタル技術を活用した「書かない窓口」※32の取組や行政手続のオンライン化「行かない窓口」※33の推進 ・「行かない窓口」の推進に向けた窓口サービスの見直し検討
市民目線による窓口改革	・相談や手続内容に配慮し、プライバシーを確保した窓口の設置 ・申請者が各課に回らなくてよい窓口対応（例：ワンストップ窓口※34（本庁舎）） ・市民の待ち時間0（ゼロ）に向けた取組と事務の効率化（例：来庁予約制度）

基本方針3 行政機能の最適化を見据えた適切な公共施設マネジメントの確立

合併後 20 年が経過し、各庁舎を含めた公共施設の老朽化対策は、今後の財政運営において重要な位置づけとなります。庁舎整備には、維持・修繕にかかる費用に加えて、今後のデジタル技術による業務の効率化や、オンライン申請による「行かない窓口」の整備を考慮しながら、慎重かつ最適な対応を長期的な視点で推進する必要があります。

既存の公共施設マネジメント※35においては、活用できる施設と活用できない施設を区別しながら、最適な資源活用を検討します。また、人材不足が深刻となる技術職の配置を考慮し、PPP※36（官民連携）による民間活力を最大限に活かしながら、安全かつ最適な維持管理、財産活用を推進します。

（1）庁舎整備の検討

各庁舎の耐用年数とあわせて、DXの推進による最適な庁舎のあり方を検討します。また、次世代に負担を残さないよう長期的な視点に立った持続可能な庁舎整備を目指します。

①本庁舎のあり方

主な取組	内容
庁舎整備に向けた検討	・DXの推進による市民サービスの向上やオンラインの業務環境を踏まえ、庁舎整備の方向性・ビジョンを明確にした最適な庁舎整備の検討

②支所のあり方

主な取組	内容
支所業務の最適化	・DXの推進により業務の効率化を図るとともに、庁舎整備を考慮した支所業務の最適化の検討

(2) 将来を見据えた公共施設マネジメント

民間の専門的な技術を最大限活用した安全かつ最適な維持管理と、経営資源としての施設の有効活用を推進します。

① 包括施設管理^{※37}の実施

主な取組	内容
包括施設管理の実施	・民間の創意工夫やノウハウ、専門的な技術の活用により、効率的な公共施設の維持管理と安全性の向上に向けて実施

② 指定管理者制度^{※38}の見直し

主な取組	内容
指定管理者制度の見直し	・指定管理期間の長期化や指定管理者の自由度をさらに高めた魅力のある制度の構築

③ 既存施設のあり方

主な取組	内容
活用予定がない施設や土地の貸付や処分	・具体的な活用予定がない施設や土地は、民間への積極的な売却や貸付の推進

基本方針4 働きがいのある環境づくりと意欲・能力を伸ばす人材育成

人材という経営資源を豊かにするためには、人材育成は重要な位置づけであり、今後の人材不足による少数精鋭の時代に向けて人材への投資は必要不可欠です。

仕事へのやりがいや働きがいを高め、モチベーション^{※39}を向上させることで、優れた人材の離職を防ぎ、能力を最大限に発揮しながら活躍できる組織を目指します。そのため、各職場における人材マネジメント^{※40}を効果的に推進します。

(1) ワークライフバランス^{※41}や円滑なコミュニケーションを意識した職場環境づくり

職員がいきいきした職場環境の最適化を図るために、必要な制度や効果的な環境づくりを推進します。

① ワークライフバランスの推進

主な取組	内容
多様かつ柔軟な働き方の推進	・職員一人ひとりのライフスタイルに応じた柔軟かつ多様な働き方による効率的かつ効果的な業務スタイルの推進 (例：時差出勤やテレワーク ^{※42} 、サテライト勤務 ^{※43} 、フレックスタイム制度 ^{※44}) ・ABW ^{※45} （アクティビティ・ベースド・ワーキング）の導入検討

②風通しの良い職場環境の整備

主な取組	内容
積極的なコミュニケーションの推進	・職員が発言・行動しやすい心理的安全性の高い職場づくりの推進 ・フリーアドレス^{※46}化を含めた風通しの良い職場環境の構築

(2)職員の意欲・能力を伸ばす人材育成

職員の能力を最大限に発揮できるよう適材適所の人員配置や、職員の成長を促す育成手法の充実を図ることによって人材育成を推進します。

①職員の意欲と適性を考慮した人員配置と研修機会の確保

主な取組	内容
適材適所の人員配置	・職員が高いモチベーションを保てるよう職員の適性や能力を考慮した人員配置の推進
職員の成長を促す育成手法の充実	・職員が主体的にスキルアップ ^{※47} に取り組み、自らがキャリア形成できるよう多様な研修機会の確保

②組織力向上に向けた職場マネジメント^{※48}

主な取組	内容
管理職による職場マネジメントの推進	・仕事へのやりがい・働きがいを高め、モチベーションの向上につながるような組織目標の設定 ・各職員の持つ知識・能力を考慮した職場マネジメントの推進
挑戦しやすい風土の醸成	・トライ＆エラー^{※49}の視点による人材育成の推進 ・ボトムアップの挑戦しやすい風土の醸成

用語解説

※1 ウェブ会議

ネットワークを通じ遠方の相手と行う会議。対面の会議のようにメンバーが一同に会する必要がないため、自宅や出張先などあらゆる場所から会議に参加できること。

※2 テレワーク

勤務先に固定的に出勤するのではなく、情報通信技術（ICT）を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を指す。

※3 社会保障費

医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から市民に給付される金銭・サービスの年間合計額。

※4 メリハリ

「減り張り」と書き、力を入れるべきところはしっかり集中して力を入れ、抜くところはしっかり抜く（省く）ように、経営資源を投入すべき事業とそうでない事業を明確にすること。

※5 外部評価

第三者による客観的な視点で評価すること。

※6 補完性の原則

身近な問題・課題については、それらを最もよく知っている市民同士が話し合い解決策を提案、実践していくのが望ましく、地域で解決が困難なものや広域的な案件はより広い範囲で取り組む、という段階的に課題に取り組むという考え方。行政は地域の活動を支援・補完していくという役割を持つ。

※7 特定非営利活動法人

Non-Profit Organization 法人、NPO法人ともいう。公益に資するサービスを提供する営利を目的としない民間団体で、特定非営利活動推進法に基づいて法人格を取得した団体。

※8 コア業務

業務の性質上、正規職員が担うことで効果を発揮できる業務。

※9 ノンコア業務

マニュアル化された定型業務や単純作業など、必ずしも正規職員が担わなくても効果を発揮できる業務。

※10 アウトソーシング

「外部委託」と和訳し、業務の一部を外部の民間企業に委託すること。民間企業が持つ経営資源を活用し、行政組織の簡素化を図るとともに、高い専門性から市民サービスを向上させること。

※11 経常的経費

年々規則的に支出される経費で、人件費、扶助費、公債費、物件費、維持修繕費、補助費等を指す。これに対し、建設事業費、積立金、出資金・貸付金等、繰出金のように、その年度の財源と経済情勢によって変動する経費群を「臨時的経費」と呼ぶ。

※12 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費で、その効果が長期間にわたって持続する経費。これには、普通建設事業費、災害復旧事業費など行政水準の向上に直接寄与する経費が含まれる。

※13 市債

主に市が公共施設の整備など、建設事業を行うために必要な資金を国や金融機関などの外部から調達するいわゆる借入金のこと。

※14 ふるさと納税制度

「ふるさと寄附金」とも呼ばれ、任意の地方公共団体に寄附することにより、寄附した額のほぼ全額が税額控除される個人住民税の制度。

※15 ネーミングライツ

「命名権」とも呼ばれ、市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設等の持続的な運営を行う手法。

※16 扶助費

社会保障制度の一環として、各種法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）や市独自の制度に基づき、障害者・高齢者・児童などに対してその生活を維持するために支出する経費。

※17 スクラップ&ビルド

行政組織は肥大化する傾向にあり、新規の需要に対応して新たな事業に取り組む際には、既存の事業を改廃し、全体として事業の増大を防ぐこと。

※18 債券運用

金融機関への預金のほかに、国債、地方債等の公共債の購入といった確実かつ有利な方法で運用して利子収入を得ること。

※19 共同発行方式

複数の地方公共団体が共同して地方債を発行する方式。発行した地方債の元利金償還については、参加団体が連帯して債務を負う。

※20 SDGs債（ESG債）

一般に環境改善や社会貢献に何らかの効果のある事業を資金使途とする債券のこと。

SDGs…Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標

ESG…Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）

※21 企業版ふるさと納税

正式名称は「地方創生応援税制」。国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し、企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度。

※22 DX

Digital Transformation の略称。最先端のデジタル技術を行政手続や行政内部のデータ連携などに活用し、組織改革を通じて市民の利便性向上と業務効率化を図るもの。

※23 キャッシュレス決済

現金を使わずに支払を済ませる方法。クレジットカードや電子マネー、QRコード決済など様々な種類がある。

※24 ローコードツール

高度なプログラミングの知識を必要とせず、見たままの操作によって簡単にアプリケーションやシステム開発ができること。

※25 ICT

Information and Communication Technology の略称。パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピュータを使った情報通信技術。

※26 タスクフォース

政策課題解決と実践、柔軟かつ迅速な対応などを目的とし、職員のアイディアと行動力を活用した課題解決の手法で、特別に編成した横断的な庁内組織を指す。

※27 プロジェクトチーム

特定の課題や目標に対して、庁内で一定期間取り組むために編成されたチームや活動。緊急性や取組の期間はプロジェクトによって異なり、長期的な課題解決を目的とする場合もある。

※28 AI

Artificial Intelligence の略称。人工知能と和訳し、人が実現する様々な知覚や知性を人工的にコンピュータが再現するもの。

※29 電子決裁

従来紙の申請書類にハンコを押印することで決裁としていた作業を電子化すること。

※30 ペーパーレス化

紙媒体を電子化してデータとして活用・保存すること。

※31 BPR

Business Process Reengineering の略称。業務改革と和訳し、業務本来の目的に向かって、既存の組織や制度、業務フローなど根本的に見直し再構築する手法。

※32 書かない窓口

デジタルに不慣れな方が市役所の窓口に来られた際に、デジタル技術を活用することで、市民サービスの向上や職員の負担を軽減しつつ、マイナンバーカードのメリットを享受できる取組。

※33 行かない窓口

市民や民間事業者がスマートフォンやパソコンなどを使った電子申請により、市役所の窓口に行かずに行政手続きができる取組。

※34 ワンストップ窓口

引越しや出産、おくやみなどのライフイベントに関連する手続のために市役所を訪れた際に、「1か所の窓口」で受け付けることができる取組。

※35 公共施設マネジメント

公共施設等を市の資産として捉え、経営的な視点から分析・検討することで最適化を図り、適切に維持管理していくための手法。

※36 PPP

Public Private Partnership の略称。官民連携と和訳し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るもの。指定管理制度や包括施設管理、PFI (Private Finance Initiative: PFI法に基づき公共施設等の建設、運営等を民間資金、経営及び技術的能力を活用して行う手法) など様々な方式をいう。

※37 包括施設管理

複数の公共施設の維持管理業務を包括的に委託管理することによって、統一した考え方による適切な維持保全を実現するための維持管理の手法。

※38 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、民間事業者等に包括的に代行してもらう制度。民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図っていくことが目的。

※39 モチベーション

人が行動を起こす際の原因、動機づけ、目的意識を指す。

※40 人材マネジメント

経営資源である「ヒト」の管理と活用をする人事戦略。

※41 ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と和訳し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」のこと。

※42 テレワーク

労働形態の一種で、ICTを活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態のこと。

※43 サテライト勤務

本来の勤務地とは異なった勤務地において業務を行うこと。

※44 フレックスタイム制度

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。

※45 ABW

Activity Based Working の略称。個人やチームが置かれた状況等に応じて柔軟に働く場所と時間を選択することができるワークスタイル。

※46 フリーアドレス

固定席を設けずに、職員がその日の業務内容や目的に応じて自由な席を選んで働くワークスタイル。

※47 スキルアップ

仕事に対する能力を向上させる行動。

※48 職場マネジメント

現在の職場環境をより良くするために職場をまとめたり、調整したりすること。管理職の関わりにより部下の働き方に变革をもたらすこと。

※49 トライ&エラー

目的を達成するために様々な方法を試し、失敗を繰り返すなかで成功に近づけていくこと。